

10月16日、避難後6回目となる「長泥行政区研修及び交流会」が、飯坂温泉のホテルを会場に開かれました。受付の前には、「しばらくだね。元気そうであった」と、手を取り合う女性たちの姿もあり、変わらないきずなを感じる中で、研修会は始まりました。

村で唯一の「帰還困難区域」である長泥行政区では、他の区域で行われている除染や居久根の伐採、昇口舗装や被災家屋等の解体工事も行われていません。

国は、8月31日、原子力災害対策本部及び復興推進会議において、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定。その基本方針にしたがい、地元と協議を重ねて、区域内の復興事業を具体化しています。長泥行政区については、11月6日に、国の説明会が開かれます。

この研修会に招かれた菅野村長は、「一番大変な思いをしながらも、交流会を開き、地域の共同作業を行い、つながりを大切にしている。長泥の取り組みときずに敬意を表します」とあいさつ。研修では、村の立場から経緯を説明し、質疑に応じました。

平成26年、村は、区域の見直しを行うことにより、長泥行政区でも「居住制限区域」と同様の復興事業が行えるよう、国との協議を終えていきましたが、長泥地区の皆さんの合意(理解)は当時、得られませんでした。今回示された国の方針は、「区域の見直しは行わず、拠点づくりなどを進めながら、平成33年の避難指示解除を目指す」としていますが、住民は、以前から要望してきた宅地周りの除染を、区域内でも行つてほしいと考えています。

鳴原良友区長は、「国の説明を受けて、皆さんと話し合いたい。一人ひとり思いの違いはあるだろうが、意見をぶつけ合い、助言者の知恵も借りて、長泥の総意をまとめ、一体感を持つて前に進みたい」と呼びかけました。

第6回 長泥行政区研修及び交流会

交流会の前に開かれた研修会のようす。何とかふるさとを再生したいという住民の言葉が相次ぎました。11月6日に国が開く説明会を経た後に、長泥行政区の住民と村が話し合う機会も設けられます。鳴原区長は、「国の説明会では、まず説明をきちっと聞いて、こちらも意見や思いをきちっと言う。互いに考えを聞き合つて、長泥の行く道を皆で考えたい」と話しました。